正親町町子腹の二男児

―その転封に果たした松平右京大夫輝貞の役割

宮川葉子

柳沢吉保 正親町町子 柳沢経隆 柳沢時睦

キーワード

松平右京大夫輝貞 越後国

(一) はじめに ― 本稿の目的にかえて―

本稿は、 柳沢吉保側室、正親町町子所生の二男児経隆、時睦が、後代、やいぎがよしやすなくら、おおぎまらまちご 前者は越後黒川藩祖、後者は越後三日市藩祖と、 いずれも越後国に

所領を得たところにあった、柳沢家の内部事情を考察したものである。

の報告にゆだねざるを得ない点を予めお断りしておきたい。 を伝播させる可能性が存したのではないかと想定するからである。但し、本稿では具体的な伝播の様相に言及する紙幅のゆとりを持たず、後日派は そこには、三条西実隆の正統な子孫として、『松陰日記』を著し、多くの和歌を詠んだ町子の文才を受け継いだ二男児が、越後国へ堂上文芸を言いませた。

国際経営·文化研究 Vol.13 No.1 November 2008

_

①現在の新潟県胎内市。

②現在の新潟県新発田市

③『松陰日記』は松平(将軍家の旧姓)を拝領し、そのお陰に生きた吉保栄華の記録。『源氏物語』の文体をまね、 体裁は『栄華物語』のそれに倣う。以下本稿は、

宮川葉子著『柳沢家の古典学(上)―『松陰日記』―』(平成十九年一月・新典社)を参照

(二) 吉保と吉里― 甲斐国から大和郡山へ

併せると実質二十二万石余であった。同時に甲府城も賜り、実質的な国持大名へと一大躍進を遂げる。 吉保四十八歳。吉保が賜ったのは当時の天領 宝永元年(「七〇四)十二月、吉保は五代将軍綱吉から甲斐国を賜る。甲府宰相綱豊を綱吉の養継嗣に決定すべく尽力した恩賞であった。時に宝永元年(「七〇四)十二月、吉保は五代将軍綱吉から中斐国を賜る。甲府宰相綱豊を綱吉の養継嗣に決定すべく尽力した恩賞であった。時に (幕府直轄地)であった甲斐国の一部分ながら、石高は十五万石余。内高(いわゆる含み資産)を

像に余りある。館林宰相時代の綱吉(当時十九歳)に、 ところが四年後の宝永六年(『七〇九)一月十日、綱吉は麻疹に罹りあっけなく薨去。享年六十四歳であった。当時五十二歳の吉保の落胆は想 七歳で初御目見して以来四十五年。滅私奉公の日々を重ねて来た吉保は、綱吉と一体ではおめなど

吉保は早速、 家意 (綱豊)に隠退を願う。しかし、「いましばし。 綱吉様の葬礼等、 事後処理が滞りなく終わるまで」と慰留され、 従わざる

あったと言っても過言ではなかったからである。

を得なかった。

家宣は、

の弱さが露呈する、せめて、ある程度の目処が立つまで猶予が欲しいと訴えたのである。

自分を養継嗣にしてくれた綱吉、そこに到る諸々に尽力を惜しまなかった吉保コンビに、いきなり去られたのでは、新将軍への支持

点で、家督を吉里に譲り、自らは妻妾を伴い駒込の下屋敷六義園に移った。同時に、経隆と時睦には、甲斐国内で各一万石の地が割譲されたのので、家督を古里に譲り、自らは妻妾を伴い駒込の下屋敷六義園に移った。同時に、経隆と時睦には、甲斐国内で各一万石の地が割譲されたの 以来半年間、吉保は家宣の招集に応じる以外は隠退の準備を着々と進めた。そして同年(宝永六年)六月、家宣から正式に隠退許可がおりた時

であった。

255

った。甲斐国を賜っても、定府のため一度も下ることのなかった吉保は、こうして初めて自国の土を踏んだのである。③ 正徳四年(「七一四)、吉保は六義園に逝去する。五十七歳。遺言により遺骸は甲斐国主吉里が甲斐国まで運び、柳沢家の菩提寺永慶禅寺に葬

紀』三月十一日の条に、⑤ 吉保逝去から十年余。甲斐国主として十五年を経た享保九年(「七二四)、吉里は甲斐国から大和郡山に転封「東保逝去から十年余。甲斐国主として十五年を経た事ない。」 (国替) になる。『有徳院殿御実(いんでん)

松平甲斐守吉里甲斐国より封を転じて大和郡山の城をたまはる。

越後国に、各一万石宛の土地が与えられた。『有徳院殿御実紀』同年四月二十八日の条には、 とある。因みに綱吉の跡を襲った家宣は、 かけ四年、 それはともかく、転封先の大和郡山には吉里弟経隆と時睦に割譲できる新田のゆとりがない。そこで二人に幕府(直接には吉宗)の裁量で、 八歳で薨去。それを襲ったのが吉宗であった。吉里が甲斐守であった十五年間に、将軍は、家宣→家継→吉宗と交代したのである。 足かけ四年の在任後五十一歳で薨去。半年間の将軍不在時期を経て就任した家継 (家宣四男)も、足

松平甲斐守吉里へ仰下されしは。その父美濃守吉保致仕せしとき。その乞により領地の内にて、 の地を分ちたまひしが。このたび転封の地新墾の田少きによて。経隆。時睦には。越後国にて各一万石の地をたまふべしとなれり。 刑部少輔経隆。 式部少輔時睦に各一万石

とある。

では何故、 経隆、 時睦の新領地は、 吉保、 吉里父子が関与した川越、 甲斐国、 大和郡山等とは無縁な越後国であったのか。

①実際に城の請けとりがなされたのは翌年(宝永二年)二月のことであった。

②綱吉兄綱重(一六四四~一六七八)の息男。後の六代将軍家宣。家宣は寛文二年(一六六二)、江戸根津御殿に誕生。 宝永元年 (一七〇四) 十二月五日、 四十三歳にて

三

綱吉の養継嗣となった。

③後述するように、享保九年(一七二四)三月、吉里は大和郡山に転封となる。その時、 法要を盛大に執行。以後も寺の大規模な修復や多額の献金に私財を投じた。そうした経緯に鑑み、同寺への改葬が可能であったと推測する。 山に移され現在に至る。因みには、 恵林寺は武田家の菩提寺。吉保は甲斐国を請けとった翌月の宝永二年(一七〇五)三月、三日三晩をかけた信玄の百三十三回忌 吉保・定子夫妻を乾徳山恵林寺 (現在の山梨県塩山市) に改葬。

④参勤交代をしない大名。

⑤八代将軍吉宗にかかる幕府の公的日記。『徳川実紀第八篇』(新訂増補国史大系・吉川弘文館)。

(三) 町子の生母― 右衛門佐局-

正親町町子は柳沢吉保側室。延宝七年(「云七九)、京都に生まれる。 父正親町公通。 母水無瀬氏信女。 共に中世の古典学者、三条西実隆の

正統な子孫であったから、町子も当然その正統につながる。

めであったと思われる。このあたりの経緯は、 では何故の出仕であったのか。延宝八年(『六八〇)八月、将軍職に就いた綱吉の御台所、では何故の出仕であったのか。延宝八年(『六八〇)八月、将軍職に就いた綱吉の御台所、 氏信女が江戸城大奥に出仕することになり両親は離別する。大奥に仕える女性は生涯独身が掟であったからである。 『柳営婦女伝系』十三「常憲公 御 代 局 ・右衛門佐局之伝系」に次のようにある。 りょうえい ふじょでんけい 浄光院殿信子の要請を得て、大奥整備に着手するたじょうこうにんでんのぎご

れし時、 右衛門佐局、 つ容貌も殊に勝れける故に、常憲公の御旨に協ひ、浄光院殿より御貰ひ有て御年寄になされ、甚だ御出頭有て、惣女中の頭と成し、千石の (の御連枝鷹司関白房輔公の姫君にして、浄光院殿の御姪也、(教学な) 数多の官女の内より撰み出され、 始の名ハ常磐井と号し、 帝都新上西門院の侍女にして、水無瀬中納言氏信卿の女也、(《美中宮鷹司房子) 関東へ差下し、 右衛門佐と名を改而浄光院殿へ近仕也、 故に浄光院殿より新上西門院の御方へ、才智ある女儀を御所望の由仰遣さ 奥表の女中を支配し其名籍甚たり、且 新上西門院は、 常憲公の大夫人浄光院(解告)

御擬ひを賜ひ(後略)

-- 253 -

幕府の都合で夫婦・親子の離別を余儀なくされた公通・常磐井・町子には、 耐え難い苦痛であったであろうことは今は置き、当時、

(後の右衛門佐) は二十三歳程、町子はわずか二歳であったと思われる。

じるのも結構だが、 時は流れ町子は十五歳程になった。大奥総取締(惣女中の頭)に出世を遂げた母右衛門佐から町子に誘いが届く。 江戸にもそれなりの暮らし方がある、発想を転換してはどうかと。 京都での貧乏暮らしに甘ん

町子の心理を分析するゆとりを持たないが、結局彼女は母の誘いに従い江戸へ下向するのである。そして程なく吉保の側室となった。

①水無瀬氏信女は当時、霊元院中宮新上西門院鷹司房子の侍女として、常磐井の召し名で宮中で活躍していた。

②鷹司房輔の姉妹で、新上西門院鷹司房子の伯母にあたる。

三十六歳頃と推定される。

③斎木一馬·岩沢愿彦校訂『徳川諸家系譜·第一』(続群書類従完成会·昭和五十七年四月第三刷)。

) 町子の出産― 吉保の三富開発と平行して ―

252

後も染子は二男児俊親・安基を産むがいずれも三歳で夭折。 正室定子に婚姻後数年経っても子が出来ないことで、一族相談の上、吉保生母の侍女飯塚染子を側室に入れ、その腹に出来た男児である。そのサメニリーダルタードーーー゙ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー そもそも柳沢家は男児に恵まれない家筋である。吉保にしてが、父安忠が五十六歳の時、側室にやっと生まれた男児であった。吉里も、

そこへ町子が側室に入り、経隆、時睦と、立て続けにあげたのである。継嗣の男児がいないために、お家断絶の憂き目に遇うことも大いにあ

った当時。三人の男児を得ることのできた吉保は幸運であったし、うち二人が町子腹というのは町子の運の強さを語る.

経なななな (安通) は元禄七年 (二六九四) 十一月、 時に (信豊)は同九年(『六九六)六月の誕生。二人は双子のように育つ。例えば綱吉からの拝領の語が

品や柳沢家からの献上品など、常に同一のものが用意されたというように、

経隆が生まれた元禄七年(「六九三)という年は、一月に吉保が川越城を拝領。 城持大名になった記念すべき年であった。 石高は七万二千余石。

になされた。 但し吉保は定府であったから一度も川越に下ってはいない。しかし、 城代家老曽祢権大夫貞剋を初めとし、
にようだい
そればんたゆうまだとき 有能な家臣団により城の経営は円滑

作物が育つ土地に改良したのである。 勃発していた。吉保は農民達立合のもとに検地を行い、川越藩の境界を明確にした上で開墾にかかる。灌漑用水路を開き、根菜類を中心とする はけが良すぎるために水稲には不向きな茫漠たる原野であった。しかも周辺農民が野銭を納め採草していたから入会権が錯綜。 川越城主時代の吉保の最大の徳政は三富開発であろう。 しばしば騒動が

するのである。このように三富開発は、たまたまながら経隆、 年間は免租とし、ともかく入植者を農地に定着させることに成功する。そうした彼らの心の支えとして、 整然とした区画整理(地割)を行い、入植者を求めた。多くは浮浪者達であったが、元禄九年(「六九六)から同十三年(「七〇〇)までの五カ 時睦二男児の誕生時期に平行してなされた事業であったのである。 菩提寺多福寺と、 祈願寺多聞院を建立

①柳沢家と同族の曽雌氏。いずれも武田信玄の家臣団である武川衆。

②延宝四年(一六七六)二月、吉保は十九歳で二歳年少の定子と結婚。

③城郭を持った大名の意。

⑤開拓は、地蔵林(後に多福寺や多聞院が建立される地点にあった木の宮地蔵を回る林)を中心に、幅六間の道を縦横に開く道路整備から着手された。この道の両側 と称させた(三芳町教育委員会発行「三富新田の開拓」、三富山多福寺発行「三富山多福寺」等参照)。 たせた。また各戸との境には 道路に面した表側を屋敷地、 間口四十間(約七二メートル)、奥行き三七五間(約六七五メートル)の短冊状に区画。一戸あたり五町歩(五ヘクタール)宛の屋敷割を設ける。 一間の農道を通じさせ、境界には卯木(ユキノシタ科の落葉低木。山野に自生。生け垣にしたり、木釘や楊枝を作る)を植え、卯木敷。 次を耕地、 一番後方を雑木林とする。屋敷の周囲には屋敷林が設けられ、竹、 欅、 杉、 檜、 樫などが植えられて防風林の機能も持

⑥触れられることが少ないが、吉保は幼い頃から信仰心が厚く、特に黄檗山万福寺の僧侶との交流を通して、禅宗を心の支えに敬虔な日常を心がけていた。

(五) 経隆と時睦

を次のように記述する。

『北越雪譜』 二編巻之一(日本庶民生活史料集成 第九巻 風俗) は、 経隆・時睦が越後黒川・三日市を各々拝領して一一〇年以上後の 「越後の城下」

岩船郡に村上〔内藤侯五万九千石ヨ〕、蒲原郡に柴田〔溝口侯五万石〕、黒川〔柳沢侯一万石陣営〕、三日市〔柳沢弾正侯一万石陣営〕

(〔 〕内は本来割り注。読みやすいよう〔 〕を付して私に一行書きにした)

ままであったのである。 正侯」の各々の陣屋があったことを語る。 右は岩船郡の村上には内藤氏の居城、 蒲原郡の柴田 陣屋は城を持たない小大名の屋敷のこと。 (現在の新発田) には溝口氏の居城、 つまり経隆・時睦の子孫達は城持ち大名ではなく、 同郡黒川には「柳沢侯」、同郡三日市には 「柳沢弾 250

ところで「岩船郡に村上〔内藤侯五万九千石ヨ〕」とある内藤侯に触れておきたい。

た。弌信から六代目、信敦(「セセセー?) に係る尻付には、「室は松平甲斐守保光が女」 と見える。内藤氏の略系譜は左になる。 した家筋。 『寛政重修諸家譜』巻第八百八によれば、ここの内藤氏は藤原氏秀郷流。松平信成(「五四五~一六二〕が内藤弥次右衛門家長の養子になって興 信成から五代目の弌信(「☆五八~一七三〇)は、享保五年(一七二〇)九月、所領を越後国岩船、 蒲原、 三嶋三郡に移され村上城に住し

―信正 ―信照 ―信良 ―弌信 | 一信輝 ―信興 ―信旭 ―信凭 ―信敦 | のぶまさ のぶてる のぶよし かプのぶ のぶてる のぶおき のぶあきら のぶより のぶあう

信成のぶなり

方 「松平甲斐守保光」は、 左の系図につながる吉保曾孫、 吉里孫である。



離縁に到る経緯も年も未詳であるが、享年が三十数歳であったのは間違いなかろう。 民が安永九年(「七八〇)の誕生、嫁した信敦が安永六年(「七七七)生まれであったことなどに推し、天明二年(「七八二)頃の生まれか。 女房大野氏に生まれ、信敦の妻となるも「離縁」とある。そして文化十三年(『八二六)十一月に卒去した。享年等詳細は不明だが、 その保光の娘が内藤信敦室であったというのである。柳沢家の系譜によると、当該娘は兄保民同様、嫡母を松平右京大夫源輝高女、実母を家の保光の娘が内藤信敦室であったというのである。柳沢家の系譜によると、当該娘は兄保民同様、嫡母を松平右京大夫源輝高女、実母を家 同腹兄の保 信敦との

このように、経隆、時睦が越後国に領地を賜ったことで、吉保や輝貞の子孫が細々ながらも越後国に根を張ってゆくことになった。この点に

ついては再度触れることになろう。

②無城故、 その屋敷として陣屋を設けて領内を納めた小大名。国主(いわゆる国持ち大名)や城主より地位が低い

①江戸後期の随筆。二編七巻。鈴木牧之著。天保七年(一八三六)~同十二年(一八四二)刊。

越後の雪の観察記録を中心に、雪国の風俗・習慣などを記述したもの。

寛政重修諸家譜 第十三』(高柳光寿・岡山泰四・斎木一馬編・続群書類従完成会・平成三年第六刷

4 『柳沢家譜集』収載の「系譜」(柳沢史料集成第四巻・平成七年十一月・柳沢文庫保存会)

3

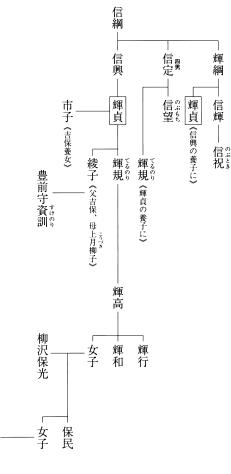
新訂

(六)松平右京大夫輝貞―その略歴 (1) ―

い。そのあたりを危惧した吉保は、予め養女を迎えておき、いよいよの時は養女の婿を継嗣にする方法を考えていたらしい。 松平右京大夫輝貞は吉保の女婿である。前述の通り柳沢家は男児に恵まれない家筋。だからといって側室を入れても男児が生まれる保証はな

夫妻双方に縁のある家筋である。そして市子は松平右京大夫輝貞室となった。 ささか上記三養女とは目的を異にするため、目下の考察からは外す。土佐子の実父は折井市左衛門正利。彼女は黒田豊前守丹治直重室となった。 市子の実父は折井淡路守正辰。正利の息男である。折井氏は柳沢・曽雌氏同様武川衆で、居所が折居であったことからの呼称。吉保・定子 「門葉譜」(『柳沢家譜集』 収載) にたどれる吉保の養女は四人。土佐子、市子(栄子・永子とも)、悦子及び幾である。但し幾 (野宮定基女) はい

婿のいずれにも、柳沢を継がせる必要はなかった。嫡男吉里、町子腹の経隆、 残る悦子の実父は曽雌定秋。実母は曽雌庄右衛門女。定子の実家の家筋である。 時睦が誕生したからである。 彼女は内藤山城守政森室となった。 しかし吉保は、これら女



平甲斐守輝綱の六男として、板倉周防守重守女を母にさて輝貞は清和源氏頼光流。寛文五年(二六六五)、松

誕生。年齢的には吉保の八歳年少であった。

になって以降の輝貞に連なる系譜は、本稿 (五) 節にあ展開上、後々の系譜も同時に揚げた。殊に信興の養子展開上、後々の系譜も同時に揚げた。殊に信興の養子輝貞にかかる略系譜は上のようになる。なお、論の

の遺領のうち五千石を分賜される。時に八歳であった。大夫などと称す。寛文十二年(「六七二)二月、父輝綱大夫などと称す。寛文十二年(「六七二)二月、父輝綱輝貞の初名は武綱。萬千代、酒之丞、右京亮、右京

げた系譜と重なってくる点に注意されたい。

国際経営·文化研究 Vol.13 No.1 November 2008

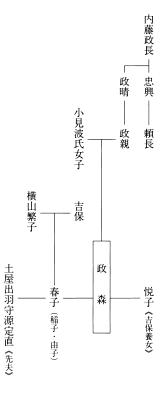
内藤信敦

幕府御歌所の師匠となった。後に吉保は季吟に古今伝授し、さらに吉保はそれを吉里に伝授することになる。そうした経緯もあって吉里の和歌 従五位下右京亮に叙任。その後新恩二千石を加えられる。二十五歳。ついでに述べるなら、同月廿一日、北村季吟・湖春父子は召し出され、 師匠を勤め、 延宝三年(一六七五)初めて厳有院殿 柳沢家の歌会に度々出席するなど、季吟は吉保一族と深く関係した。 (四代将軍家綱) に拝謁。綱吉に仕え、中奥の小姓となり側衆に進む。十一歳。元禄二年(l 六八九) 十二月、⑤ ⑤ ⑥

の奉行を勤める。二十六歳 子には為相筆の「長秋詠藻 」を献上。「長秋詠藻」に輝貞の文化的背景がある程度見てとれる。同年十二月、湯島聖堂(孔子廟大成殿)造営 同三年 (| 六九〇) 九月、継嗣なきままで逝去した信興の養子となった輝貞は遺領を継ぐ。同年十一月、襲封を謝し、 備前盛景の刀、御台所信

時は柳沢出羽守保明) 元禄五年 (二六九二) 二月、土浦を改め、 養女市子と婚姻、 吉保の女婿となるのである。二十八歳の時であった。 下総国結城、 猿き島 河内国若江、下野国都賀、 河内五部に移され、 壬生城を賜る。 同月、 吉保 (当

①内藤政森は、 前項(五)で述べた保光の娘が嫁し、離縁となった内藤信敦とは同族ながら別の家系である。次の略系図につながる。



が、 なお、政森に嫁いだ吉保養女悦子は逝去。後室として吉保と側室横山繁子の女子春子(稲子・由子とも)が入る。春子はこれ以前、土屋出羽守源定直に嫁していた 定直の逝去で婚姻を解消。政森に再嫁したのである。頼もしい女婿は何とか自家に留めておきたいという構図が見て取れよう。

②輝綱(一六二〇~一六七一)は、そもそも信綱(一五九六~一六六二)の長子。信綱は知恵伊豆と通称された切れ者。家光・家綱に仕え、島原の乱(一六三七)、由井正 雪の乱(一六五一)、明暦の大火(一六五七)などに力量を発揮。伊豆守であったことから知恵伊豆と称されるのであるが、藩主として賜っていたのは川越城。それを

③江戸城本丸の一部。将軍が起居したり政務を執る場所。

うけて輝綱も川越城主となった。

④将軍の側近くに仕え、身の回りの雑用を勤める役。

⑤綱吉が定着させた幕府の命令系統。従来は将軍の直属に老中・若老中が置かれていたが、そこへ側用人(側衆)を挟み込ませた体勢。将軍の命令も、老中・若老中 は大老以上を誇りながら、所謂「大老」の職名を拝領してはいない。 からの上申も、すべて側用人を通してなされた。因みに吉保は全てに配慮の行き届く側用人として綱吉の信任・寵愛を得て、大老格に出世したのである。但し権力

⑥それまで季吟は京都松原五条の新玉津嶋社の神官であった。元禄十五年(一七〇二)、吉保が自ら設計、和歌の浦のイメージを移して完成させた江戸駒込の下屋敷六 義園に、新玉津嶋社を勧請し、和歌神が宿る所として、「新玉松」と名付けたのは、季吟の発案であろうとの論もある(島内景二氏)。

-246

⑦治承二年(一一七八)成立の俊成の私家集。三巻。六家集(平安末期から鎌倉初期の代表的家人六人の私家集の総称。俊成の「長秋詠漢」、西行の「山家集」、定家 「拾遺愚草」、良経の「秋篠月清集」、家隆の「壬二集」、慈円の「拾玉集」)の一つ。

(七) 松平右京大夫輝貞―その略歴 (2) ―

は、いかに昇進・昇格・加増に密接に繋がる結果となったかが見て取れる。 この節では、輝貞が吉保女婿となって以降、 吉保隠退の宝永六年(「七〇九)までを見てゆくが、出世街道を驀進する吉保の女婿であったこと

して同日、 元禄七年(コミカロ)八月、諸事の沙汰は吉保に従うよう仰せを受ける。平たく言えば吉保の片腕として活躍せよとの綱吉の仰せであった。そ 摂津国住吉、河内国河内、下野国都賀、河内四郡のうちにおいて一万石加増。同年十二月、従四位下に昇り右京亮を右京大夫に改

める。三十歳

国際経営·文化研究 Vol.13 No.1 November 2008

貞三十一歳であった。 十三度の御成を得る。吉保邸への綱吉の御成は五十八度であったから、それとは比較にならないものの、他の幕臣達に比すと圧倒的に多い。 語」を講じた上、 同八年 (一六九五) 二月、 同日、 武蔵国児玉、上野国片岡、 綱吉の御成に備えるべく自邸の北隣に土地を拝領。 群馬三郡のうちにおいて一万石の加増を得て、 同年五月、 初御成を得る。綱吉自ら 壬生から上野国高崎城へ転じた。 「大学」を論じ、 輝貞も 以後、 輝

代官、 同十一年(二六九八)二月、 樽肴を献上。 諸星伝左衛門忠直等の訴訟の裁断を傾聴する。三十五歳。 相州行光の刀と綿百把、二種一荷を賜る。三十六歳 武蔵国児玉の領地を改め、 上野国碓氷郡に移される。三十四歳。 同十三年 (1七〇〇) 九月、 綱吉の周易講釈終了を祝い、 同十二年 (二六九九) 十月、 黄金五十枚、 諸奉行、 屏風二 諸

同二年(「七〇五) 閏四月、領地の御朱印を拝領。朱印狀には「武蔵国新座郡の地は、父祖の墳墓あれば、永く領知すべき旨」(『新訂寛政重集諸家譜 十一月、 巻第二百五十七)が記され、 同十四年 (1七〇二) 正月、 宝永元年 (一七〇四) 十二月、 関東大地震の折、 新座の平林禅寺は以後松平家の菩提寺として代々領有されてゆくことになる。四十一歳 馳せ参じて伺候。綱吉は着御の羽織を手づから恩賜。 河内国丹北、 武蔵国新座、 八ゃ 上が 摂津国住吉、 若江、讃良、 豊嶋、 河内、丹南六郡のうちにおいて、 河辺、四郡のうちにおいて、 すばやい輝貞の行動に感動してのことであった。三十九歳。 一万石の加増。都合七万二千石に到る。 一万石の加増。 三十七歳。 同十六年

まれなかったからである。輝貞四十三歳。 同四年 (一七〇七) 八月、 代官町御殿の普請奉行を勤める。同年十二月、 後に綾子は松平豊後守資訓に嫁し、 吉保側室上月柳子腹の女子綾子を養女に迎える。 宝暦七年 (一七五七) 七月に逝去した。 正室市子が子供に恵

松平伊勢守信定の十男輝規 ここにはかつて吉保が三人の養女を迎え、 (輝貞とは従兄弟同士)を養子に迎えるのである (八頁·九頁掲示の略系譜)。 各々に婿をとったのと似通った構図が見て取れる。但し輝貞も女婿を継嗣にはせず、 伯父にあたる

既に三十四歳(『新訂寛政重修諸家譜』巻第二百五十七)になっていた 輝規は天和二 一年(一六八三)生まれ。 年齢的には綾子の兄にあたる。但し輝規を養子に迎えたのは正徳五年 (コモ)五) になってからで、 輝規は

その約十年後の宝永五年 (1七〇八) 十一月、 輝貞は摂津国住吉の社殿修造奉行を勤める。 また大乗院宮と一乗院宮の年頃の訴論を和解させ

る。四十四歳であった。

①こうした土地は、御成御殿を建造するためであったであろうことは、吉保の場合に鑑みて推測できる。

②綱吉は元禄六年(一六九三)から八年間かけて、平均月三回の割で「周易」の講釈を続行して来ていた。それが全て終わったというのである。

③輝貞が平林禅寺を菩提寺として拝領できたのは、右に引用した朱印状の文言「父祖の墳墓あれば」に推測できる。信綱以来、平林寺を墓所としていたからである。 代ならともかく、喬朝の代になって後に、その領内の平林寺を吉保女婿が拝領する、これは吉保へ対する綱吉の寵愛の一部であると同時に、家光・家綱時代の知恵 った三ヶ月後。 ただここに見落としてならないのは、そこが川越領内であった点である。朱印状の発行された宝永二年(一七○五)閏四月は、吉保が甲斐国を賜り、甲府城を受けと 吉保は甲府城を受けとると同時に、新たな城主秋元但馬守喬朝に川越城を明け渡す。閏四月とは、 **喬朝が藩主になって以後にあたる。** 吉保が藩主時

貞養女綾子が嫁した。宝暦二年(一七五二)京都において逝去。五十三歳。極官は従四位下侍従豊後守 母は渡邊氏。元禄十三年(一七○○)生まれ。正徳二年(一七二二)、資俊の養子となる。室の有馬中務大輔頼元女、継室の松平安芸守綱長女共に逝去。その後に輝

伊豆の活躍への恩賞の意味合いもあったものと推測される。

⑤大乗院は、寛治元年(一〇八七)に隆禅が、一乗院は天禄年間(九七〇~九七三)に定昭がそれぞれ創建した奈良興福寺の門跡である。代々摂関家の子弟が入り、 乗院・一乗院が交互に興福寺別当職(長官)に就いて来たが、当時、そのあたりでの争論が持ち上がっていた。 大

八)松平右京大夫輝貞―その略歴 (3) ―

ともかく結果的に輝貞を女婿にした吉保の判断は正しかった。 綱吉薨去を得て吉保は隠退。輝貞の独歩が始まる時代を見てゆく。もっとも四十代も半ばの輝貞。今更の一人歩きでもなかったであ

吉保が慌てて駆けつけた時には既に意識は朦朧としており湯薬も受けつけない。手をこまねくうちに薨去となった。吉保、 宝永六年(「七〇九)正月十日、将軍綱吉は麻疹にかかり呆気なく六十四歳の生涯を閉じた。前夜から宿直していた輝貞は綱吉の急変を連絡。 輝貞の衝撃の程は筆

士

舌に尽くしがたい。

拝領する。 造営も輔佐。同年十二月の落成により、備前政光の刀を賜る。四十五歳。同七年(「七「○⟩ 二月、初めて城地高崎へ行く暇を賜り、雲次の刀を そうした中、輝貞は常憲院殿廟造営を輔佐する。同月、江戸城内では雁間に伺候すべき仰せを得る。同年二月、常憲院殿廟の宝塔及び拝殿の 同年五月、 高崎から、越後岩船、 蒲原二郡に転封。 村上城を賜る。四十六歳

所司代、 七年後享保二年(「七一七)正月、それは吉宗治世になって直後にあたるが、以後は溜間に伺候して、将軍の御機嫌を伺い、 御城代のように拝謁すべき仰せを得る。結果的に吉宗の寵愛の発端であった。 幕府の儀式には

同年二月には、村上を転じて旧領越後国、 蒲がんぱら 下総国海上、上野国片岡、 群馬、碓氷五郡のうちに復し高崎城を賜る

同年九月、常に新番所前の溜りに伺候し、 老中政事を議する場に入事することを許される。また、登城の際、 老中の出仕口からの往来も許さ

れる。五十三歳

練の馬に鞍・鐙等装備を添えて献上。六十三歳であった。 七二五) 十一月、唐馬一疋を賜る。六十一歳。同十二年 (1七二七) 五月、家臣二十人に田安朝鮮馬場において騎射をさせる。同年九月、 点で老中格として扱われるようになったらしい。五十六歳。 同五年 (| 七 | 〇) 一月、常憲院殿十三回忌の法会を奉行。 青江の刀を賜る。同年七月、老中と共に御名代を勤めるよう仰せを得る。この時 同六年(1七二)、上野国伊香保温泉に湯浴みの暇を賜る。 五十七歳。同十年(] 輝貞調

①薨去した綱吉の廟。上野 東 叡山 寛永寺の寺域に今も残る。その隣りには、綱吉の一箇月後に、やはり麻疹で逝去した浄光院殿信子の墓所も存する。 衛門佐を、姪の霊元院中宮鷹司房子に要請し、大奥の整備にかかった信子も、 京都へ帰ることもないまま関東の地に葬られたのである。 町子の生母右

がら譜代に準じられる大名)の詰め所。この他、無城の譜代大名の詰め所として「菊間」があった。 任者など、 帝鑑問以外で、城主以上の譜代大名の詰め所。因みに溜間は、会津若松、高松、桑名の各松平家、井伊・酒井などの家門・準家門及び譜代の名家、できな。 城内で重きをなす大名の詰め所。 帝鑑問は、 小田原の大久保、大垣の戸田、大和郡山の柳沢など、城主格以上の譜代大名六十家と、準譜代大名

③吉宗は紀州徳川家の出身。紀州家は家康の十男頼宣に始まる。そのあたりの略系譜は次頁上になる。吉宗は貞享元年(一六八四)十月、紀州和歌山に誕生。



ちに亡くなってしまったため、吉宗が頼職の遺跡を継ぐ結果となった。その吉宗に享保元年(一七一六)四月、 まったのである。綱教の遺跡は同年同月に頼職が継いだ。ところが頼職も同年九月に逝去。二人の兄が半年間のう その女婿として六代将軍にと目論んでいた綱教は、前年に二十八歳で逝去した鶴姫の後を追うように亡くなってし 年(一七〇五)十月、兄頼職の遺領を継ぐ。これ以前、長兄の綱教は宝永二年五月に逝去。綱吉が長女鶴姫を与え、

⑤江戸幕府の職名。大坂・駿府城を守る者、即ち、大坂城代・駿府城代の称。ここには城主を置かず、譜代大名などをこれに補した ④京都所司代のこと。京都に在勤して、朝廷・公家に関する事を司り、京都・奈良・伏見の町奉行を監督。 の所司代に由来し、織豊時代(織田信長と豊臣秀吉の時代)にも任命。譜代大名から任じられ、当時は単に所司代と呼んだ。慶応三年(一八六七)に廃止された。 近畿の訴訟を管掌し、寺社を管轄した。 室町時代の侍所

宣下が出されるのである。

⑥新番は江戸城内に交替で勤め、将軍出行の際に先駆け、警護をした役。近習番、新御番などとも呼ばれる。彼らが詰める番所の前の溜り場に伺候し、将軍の動きを スムーズにすべく監督せよという意味であったと思われる。

⑦ここの田安は田安家祖の宗武。正徳五年(一七一五)生まれの吉宗次男。吉宗は自らが将軍となった時、子息達に田安家・一橋家を新たに設立させた。

(九)松平右京大夫輝貞―その略歴(4)―

晩年の輝貞を見ておこう。経隆・時睦が越後に一万石宛の領地を拝領したこととは無関係のようであるが、輝貞の人柄やその行動半径を認識

する上で必要と考えるからである。

しい老臣として吉宗が頼りにしていた気配も感じられよう。 じられる。六十四歳。吉宗の輝貞への寵愛は続いていたのが察しられる。貞享元年 (| རངདག) 生まれの吉宗は輝貞の十九歳年少。幕府内部に詳 享保十三年(1七1八)四月、有章院殿十三回忌の法会奉行を勤める。同月、 吉宗の日光山参詣の折には、大がかりな隊列を組んでの供奉を命

同十四年(「七二九)十二月には、養父信興撰の甲冑の書や絵巻物を献じ、 親筆の馬の画を賜っている。 六十五歳。 同十五年 (二七三〇) 七月、

老中と等しく国政を執るべく仰せを受ける。正式な老中就任である。六十六歳であった。同十七年(1七三1)には、 常憲院殿二十五回忌の法会

享保十九年(「七三四)七月、七十歳の輝貞は京都へ出向く。土岐丹後守頼稔の所司代就任を宮中へ奏上するためであった。

奉行を勤める。六十八歳

月二十六日に京都を後にする折には、禁裏より公卿集書の三部抄や、沙綾十巻を、また東宮からは、冷泉為久筆九十賀記と縮緬五巻を拝賜し 七月一日、 御料の鞍・鐙を賜って江戸を出発。途次駿府城を検視。 同月二十三日には参内して中御門天皇に拝謁。 天杯を賜った。そして同

た。

あったのではないかとも考えているが記録を探し得ていない。ともあれ、輝貞上洛の旅は、帝にも拝謁し、大坂や伊勢にも足を伸ばす大がかり なもので、参勤交代の旅とは異なる希有な体験であったと考える。 帰路、 大坂城、堺等を巡視し、伊勢の内宮・外宮に参詣、 駿河の久能山東照宮にも参拝した。あるいはこの折、 大和郡山の吉里との接触が

御使等激務をこなしたことを慰労し、吉宗から純子十巻を賜る。八十歳。 いう。元文五年(「七四○) 十月、常憲院殿三十三回忌法要の奉行を勤める。七十六歳。延享元年(「七四四) 十一月、老年にも関わらず御名代、 元文三年(「七三八)六月、七十四歳の輝貞は、浄圓院御方(吉宗母巨勢氏) の十三回忌法要の奉行を勤める。後の十七回忌も同様であったと

月九月二十五日、吉宗までもが辞職。 衝撃であったはずである。ましてや四年前の上洛時に、郡山で再会の機会など得ていたなら、落胆の程は申すまでもなかろう。そうした中、 司 一年 (二七四五) 三月、 日光山への名代を務める。ところが同年九月六日、 新将軍には吉宗の長子家重が就いた。 享年五十九歳で吉里逝去。輝貞にとっては逆さまごと。 かなりの

や吉宗の辞職によって、急速に光明を失ったようであった 同年十二月、終に輝貞は職を辞して致仕した。八十一歳。享保元年(「七二六)から当年まで三十年、吉宗へ忠勤を尽くした輝貞も、

らしく、 この後、 九代将軍家重や大御所吉宗からの見舞の奉書などを賜っている。 延享三年 (二七四六) には、 八十二歳にして熱海に湯浴みに出かけたりもするが、その翌年あたりから病の床に伏すことが多くなった

華々しさはなかったものの、吉保より四半世紀分長生きした輝貞。吉宗の寵愛も得てまずまずの人生ではなかったか。 そして延享四年 (「七四七) 九月十四日、江戸に逝去した。享年八十三歳。 東叡山の明王院に葬られ、 節翁道義天休院と号す。吉保のような

①六代将軍家宣の三男。宝永六年(一七〇九)七月誕生であるから、綱吉薨去を受け、家宣が将軍職に就いて直後の誕生ということになる。正徳三年(一七一三) 五歳で七代将軍職に就くが、享保元年(一七一六)四月、八歳で薨去。徳川歴代将軍の中で最も幼い将軍であった。)四月、

②『新訂寛政重修諸家譜』巻第二百九十二(第五巻・1二三頁)によれば、土岐頼稔は清和源氏頼光流。民部少輔頼重の時、 歴任、享保十九年(一七三四)六月に所司代に進む。以後、多く文化面での禁裏方の寵を得る。寛保二年(一七四二)、老中に進み、延享元年(一七四四)九月、 号したこともあったが、後に土岐に復する。 頼重から十六代目が頼稔。 頼稔は元禄八年(一六九五)生まれ。 父頼殷、 頼殷、 母某氏。奏者番、 美濃国土岐郡明智の里に住して、 寺社奉行、 大坂城代などを

③第一一四代天皇。一七○一~一七三七。在位一七○九~一七三五。東山天皇の第五皇子。輝貞が拝謁した時は三十四歳。この折、 土岐頼稔も共に帝に拝謁している。

④天皇から賜る盃。酒を他の盃に移して飲むのが礼儀とされる。

にて卒去。五十歳

⑤稀覯本(古書や限定版など、世間で容易に見られない珍重すべき書物)・古典籍などの書物を大量に集めること。

⑥平織り地に、稲妻、菱垣、卍などの模様を斜文織りで表した光沢のある絹織物。

⑧筆者冷泉為久に鑑み、「俊成卿九十賀和歌」を指すものと思われる。 『群書類従 ⑦中御門天皇第一皇子。後の桜町天皇。一七二○∽一七五○。在位一七三五∽一七四七。和歌に長じ、歌集「桜町院坊中御会和歌」「桜町院御集」などがある。 二十三日、 後鳥羽院が和歌所において、俊成(法名釈阿)の九十賀の賀宴を催した際の歌会歌二十四首と、翌日の贈答歌からなる。 雑部』に、「俊成卿九十賀記」として収められている。建仁三年(二二〇三)十一月

(十) 松平右京大夫輝貞と二男児―輝貞が果たした役割―

ŋ 宝永七年(「七一〇)二月、輝貞は初めて城地高崎へ赴いた。それは吉里が初めて甲斐国の国主として甲府へ赴く構図に重なる。綱吉薨去によ 龍臣吉保は致仕。吉保継嗣吉里も女婿輝貞も状況が一変した。各々任国経営に直接携わることになったのである。

きた通りである。ところが家宣時代になると、定府であった輝貞も、高崎城に赴くことになったのである る。この後十年余が吉保にとって人生の最盛期にあたっていたように、女婿として、吉保の右腕輝貞にとっても輝かしい時期であったのは見て そもそも輝貞が高崎城を拝領したのは元禄八年 (一六九五) 五月のこと。 吉保養女市子と婚姻して三年後、 吉保が川越城を拝領した翌年にあた

村上城の受取。 しかも高崎に赴いて三箇月あまりで越後国岩船、 村上への移転と、たて続けの忙しさは想像を絶するものがある。 蒲原二郡に領地を改められ、 村上城へと移る。江戸の本邸から高崎へ。高崎城の明け渡し、

上野国片岡、 それが七年後の享保二年(1七1七)二月、 群馬、 碓氷五郡のうちに復し、再び高崎城を賜る(網掛けで示した)。 本稿(八)節において述べたように、輝貞は村上から転封、 旧領であった越後国蒲原、 下総国海上、

ここで注意しておきたいのは、この度の移封にあたっても、 時睦が享保九年に得た越後黒川も越後三日市も蒲原郡内の土地なのである。 「越後国蒲原」だけは依然として輝貞の領地であったという点である。そして経

自らの領地内で相応の土地を手配した―それこそが経隆は黒川藩祖、時睦は三日市藩祖になる始発点ではなかったのか。 吉保養女市子の女婿輝貞は経隆、時睦にとっては義理の兄。実の兄の吉里には、 移封先の大和郡山に割譲する土地がないと判った時、 輝貞が

写真一葉である。 ている文字は重い。「松平右京大夫 あるが、そこの郷土資料館の展示品の写真である。高さ一メートル、幅三十センチメートルほどの、何の変哲もない木札ながら、そこに書かれ しかも輝貞は黒川・三日市を割譲するにあたり、その土地を予め調査していたと思しいのである。その証左としてあげておきたいのが左記 黒川藩が現在の胎内市の一部に相当することは既に述べた ((二) 注①)。 泊」とあるからである。右肩が欠けていてかすかに「十九日」と読めるが、上にあったであろう月は特定 黒川藩は森林資源豊かな、 現在でも緑したたる地域で

時の特定はできないものの、輝貞は間違いなく黒川で宿泊していたのである。そしてその時期を、経隆へ土地を割譲する以前であったと考えて 「松平右京大夫」とはまさに輝貞その人の呼称。輝貞が黒川を巡行した折に宿泊した本陣に掲げられた宿泊札であったと考えざるを得ない。

みたいのである。

していた証左として、本稿の補強になるのであろうが、残念ながら三日市でのそれは今のところ見つけていない。 これと同様の宿泊札が三日市(現在の新発田市の一部)においても見つかれば、輝貞が町子の二男児に割譲前に、 予め各々それら土地を検分

①街道の宿駅で、大名・公家・幕府役人などが宿泊した公的な旅宿。

(十一)結びにかえて

松平右京大夫輝貞は、吉保女婿として綱吉の信任も厚く、吉保と共に綱吉体制を支えてきた幕府の重鎮であったし、吉保亡きあとも、

寵愛を得て、重用されて来たのは見てきた通りである。

すい状況になっていたと考える。義弟達に自らの領地を割譲すべき許可を求める幕臣の希望をかなえてやるなど、将軍にとっては何ら腹の痛む ことではない。輝貞の願いは簡単に聞き届けられたのではなかったか。 享保九年 (二七三四)、 吉里が甲斐から大和郡山に移封になった頃とは、 輝貞が吉宗の信頼も十分に得て、多少の希望なら聞き届けてもらいや

かくして、経隆・時睦は、越後国の蒲原郡黒川と三日市に新天地を得る。これが発端となって後々も柳沢家は越後と関係が続いてゆくことに

なるのである。

願うことであろうし、何も江戸期特有の現象でもない。ただ、吉保の女婿となり、吉保女を養女に迎えた輝貞が、 したのみならず、吉保亡き後も義兄弟達への支援に尽力する姿は、柳沢家の文芸を語る際にも記憶に留めておく必要があろう。 そこには、養子縁組を盛んに行いながら、ともかくも一族の繁栄を守ろうとした武家社会の連帯意識を見る。もっとも自家の繁栄は誰しもが 吉保の片腕として力量を発揮

繰り返すが、輝貞が越後に町子の二男児の領地を用意したからこそ、彼の地に吉保・輝貞の係累が脈々と根付くことになったのである。さら 吉保と町子が培った文芸の香りの伝播があっても不思議ではない

こと。町子の逝去はその前年であったから、逆さまごとにだけはならなかったのが幸いというべきであろう。 ところが残念なことに、経隆は享保十年(「七二五)八月二十三日、三十二歳の若さで江戸駒込の六義園に逝去。 黒川藩祖になって一年半後の

国際経営·文化研究 Vol.13 No.1 November 2008 十九

ある。ということは、三日市藩祖になって半年も経たないうちに、しかも二十九歳という若さで致仕してしまったことになる 時睦は寛延三年 (一七五〇) 四月二十四日、 五十五歳で逝去。但し「門葉譜」(『柳沢家譜集』 収載) によると、「享保九年庚辰七月廿六日致仕」と

といった次第で、越後への文芸の伝播は、 内藤信敦と婚姻関係にあった吉保曾孫保光の女子らの周辺からということになるのであろう。 経隆、 時睦から直接に、というのではなく、彼らの養子になって黒川藩、三日市藩を継いでいった

での柳沢の文芸を探究する際に用いることとし、この度は「門葉譜」のみによった。尚、『黒川村史 がって来たことがわかる。より詳細な史料としては、 「門葉譜」(『柳沢家譜集』収載)に見える範囲で、主筋の子孫の略系譜と尻付をあげておく。〔 〕内が尻付である。直系は皆無で、 光被の尻付は勿論、それ以後も光昭 — 光邦と続き明治に到ったことが書かれてあることのみ付記しておく。 『黒川村史 第二集 近世黒川藩資料』(昭和五十七年七月・黒川村誌編集委員会編)があるが、 第二集 近世黒川藩資料』七一頁以下に掲載の「領主系譜」 弟や親戚を養子にしながらつな 黒川・三日市

郎 〔改保卓 **峯院殿** 武江駒込卒 三十二歳 伊勢守 〔横手伊織 一枝道花大居士 和泉守 松平刑部少輔 従五位手 宝暦二年壬申生 号天休院殿実山勝義大居士〕 葬月桂寺) 民部少輔 従五位下 寛政九年丁巳三月廿三日卒 号高雲院殿〕 伊賀守 ー 里 起 き 后改経隆 〔新五郎 実里旭舎弟 元禄七年甲戌十一月十六日庚辰未上刻 — **里住** 〔又里済 養子里住甥 室植村出羽家通妹 実柳沢左兵衛男 柳沢千代之助 安永三年甲午三月廿三日卒 光被〔金蔵 元文元年丙辰六月三日卒 刑部少輔 於武江神田生 伊勢守 号大通院殿知山道勝大居士] 実保房五男 実母田中氏弁子 号普耀院殿性天智旭大居士] 享保廿年乙卯十一月二 享保十年乙巳八月廿三日 二日卒 〔政五 号鷲

-237

天明 嵩嶽院殿教外単伝大居士 二年壬寅三月十日卒 〔左門式部少輔従五位下改時睦 三十歳 保₄ 経₂ 号宝泰院殿禅源透徹大居士] 元禄九年丙子六月十二日丙申辰上刻生 〔図 書 従五位下 弾正少弼 実舎弟 里記念 (信古 宝暦十年庚辰六月六日卒 実母田中氏弁子 又信瑗 来五郎 享保九年甲辰七月廿六日致仕 天明二年壬寅五月七日家督 号乾峯院殿) 信言の言語を 寬延三年庚午四月廿四日卒 〔頼母 同年十二月十八日

位下

信濃守

(受理 平成二十年九月二十九日)



【同資料館玄関前の説明札と手水鉢】

京が、水 石 この激水石は、黒川藩御殿(新御屋敷)で使用された もので、「元治元年九月吉日」(1864)の紀年銘を刻む。 黒川藩は、黒川に陣屋を置いた譜代の小藩、初代藩主 松平経隆は柳沢吉保の四男、宝永6年(1709)父の封地、 甲斐国で1万石を分与されたが、享保9年(1724)黒川に 移され42ケ村1万石を賜わり成立した。歴代藩主は柳 沢里済ー里旭一保卓一信有一光被一光昭一光邦と相続、 明治2年(1869)6月光邦は版籍を奉還した。歴代版主は 江戸定府であったが、文久3年(1863)7代光昭入国に当り成庁陣屋の北側(旧黒川小学校跡)に御殿を造営、新 御屋敷と移し、成庁陣屋を添屋敷として藩政を行った。

